



産業オートメーションシステム及びその統合－
製造用ソフトウェア相互運用のための
ケイパビリティプロファイリング－
第1部：枠組み

JIS B 3900-1 : 2018

(MSTC/JSA)

平成 30 年 10 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇治 公隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	金丸 淳子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌田 実	東京大学
	河村 真紀子	主婦連合会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	高田 祥三	早稲田大学
	高増 潔	東京大学
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	長井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	横徹 雄	東京都市大学
	三谷 泰久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和迩 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 19.3.20 改正：平成 30.10.22

官報公示：平成 30.10.22

原案作成者：一般財団法人製造科学技術センター

(〒105-0004 東京都港区新橋 3-4-10 新橋企画ビルディング TEL 03-3500-4891)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審議部会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 製造用アプリケーション	5
4.1 参照用アプリケーションの枠組み	5
4.2 製造用領域	5
4.3 製造用プロセス	6
4.4 製造用資源	6
4.5 製造用情報	7
5 製造用ソフトウェア相互運用の枠組み	7
5.1 製造用ソフトウェアユニットの相互運用性	7
5.2 製造用ソフトウェアユニット間の機能的関係	8
5.3 サービス、インターフェース及びプロトコル	9
5.4 製造用ソフトウェアユニットのケイパビリティプロファイリング	9
6 適合性	10
附属書 A（参考）使用例	11
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	15
解 説	17

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、一般財団法人製造科学技術センター（MSTC）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS B 3900-1:2007**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS B 3900 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS B 3900-1 第1部：枠組み

JIS B 3900-2 第2部：プロファイリングの手法

JIS B 3900-3 第3部：インターフェースサービス、プロトコル及びケイパビリティテンプレート

JIS B 3900-4 第4部：適合性試験の方法、規範及び報告

JIS B 3900-5 第5部：複数のケイパビリティクラス構造を用いたプロファイル照合の手法

JIS B 3900-6 第6部：複数のケイパビリティクラス構造に基づいたプロファイル照合のためのインターフェースサービス及びプロトコル

産業オートメーションシステム及びその統合— 製造用ソフトウェア相互運用のための ケイパビリティプロファイリング— 第1部：枠組み

Industrial automation systems and integration—Manufacturing software capability profiling for interoperability—Part 1: Framework

序文

この規格は、2009年に第2版として発行された **ISO 16100-1** を基とし、第2版及び関連規格との整合性に配慮し、一部を削除して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、製造用ソフトウェアの相互運用のための枠組みについて規定する。この枠組みは、情報交換モデル、ソフトウェアオブジェクトモデル、インターフェース、サービス、プロトコル、ケイパビリティプロファイル及び適合性試験方法について規定する。

なお、**ISO 16100-1** の内容を検討した結果、Annex A (informative) 及び Annex B (informative) に記載された内容は、大部分が ISO 規格の審議過程で作成された膨大なモデル図の例を記載しているだけであり、この規格では附属書として採用していない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 16100-1:2009, Industrial automation systems and integration—Manufacturing software capability profiling for interoperability—Part 1: Framework (MOD)

なお、対応の程度を表す記号 “MOD” は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS B 3900-2 産業オートメーションシステム及びその統合—製造用ソフトウェア相互運用のための
ケイパビリティプロファイリング—第2部：プロファイリングの手法**

注記 対応国際規格：**ISO 16100-2, Industrial automation systems and integration—Manufacturing**